



市からの連絡帳

12月は、固定資産税・都市計画税第3期の納期です。

納付には、便利な口座振替を
◆納税課 ☎042-460-9831

届け出・税・年金など

証明書コンビニ交付サービス停止

東京都の庁舎電気設備点検に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で停止します。ご理解とご協力をお願いします。※停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時・場 12月23日(祝)・市内外の全店舗
◆市民課 ☎042-460-9820
保 ☎042-438-4020

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 12月9日(出)・10日(日)午前9時～午後4時

場 いずれも田無庁舎のみ

- 市税…納税課(4階)
- 国民健康保険料…保険年金課(2階)

内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課 ☎042-460-9832
◆保険年金課 ☎042-460-9824

オール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえ・タイヤロック・搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組めます。



皆さんに納めていただいている貴重な税金は、福祉・教育・都市整備など、多様な市民サービスを提供するための重要な財源となっています。市政を支える財源の安定確保と、市民の皆さんの安心・便利な納税のため、全力で環境づくりに取り組んでいます。納期内納付と滞納の抑制にご協力をよろしくお願いします。

◆納税課 ☎042-460-9832

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。

表題登記がなされている建物を取り壊

した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。

問 登記について…東京法務局田無出張所 ☎042-461-1130

◆資産税課 ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成29年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●平成30年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□減額範囲 居住部分の床面積120㎡^{未満}

□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造	新たに課税される年度から7年間
上記以外	同じく5年間

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。

◆認定長期優良住宅について…建築指導課 ☎042-438-4017

◆認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…資産税課 ☎042-460-9830

国民年金の任意加入

□高齢任意加入 年金額を満額に近づけたい、受給資格期間が足りない方など、60歳以降でも保険料を納付できます。

対 国内に住む60歳以上65歳未満の方

□特例高齢任意加入 70歳までに受給資格期間(10年)を確保できる方は保険料を納付できます。

対 国内に住む60歳以上70歳未満の方 ※任意加入中に付加年金保険料を65歳まで納付することもできます(月額400円。国民年金基金加入者は不可)。

申 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)へ

持 ●口座振替・通帳・届出印・年金手帳^{など} ●クレジットカード払い…クレジットカード・認め印・年金手帳^{など}

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

◆保険年金課 ☎042-460-9825

平成30年度 社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請

◆団体に認定されると

●社会教育団体…市内スポーツ施設の使用料の2分の1を減額

●青少年健全育成団体…向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場の使用料を免除

◆条件

□各団体共通 ●規約・会則があり、独立した経理・監査の機能が確立されている ●団体の実績が客観的に認められる ●政治・宗教・営利を主たる活動目的としない ●団体の本拠が市内にある

□社会教育団体 ●市内で社会教育活動を行っている ●構成員の60%以上が市内在住・在勤・在学者

□青少年健全育成団体 ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として構成されており、その90%以上が市内在住者 ●指導者に対する謝礼・報酬などの支出がない

◆提出書類 ●会則 ●会員名簿 ●平成29年度事業報告書(申請時までの実績でも可)・決算書(決算見込書でも可)

●平成30年度事業計画書・予算書 ※決算書(決算見込書)には、会計担当者の署名・押印(朱印)が必要

◆申請書の配布 スポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポーツセンター・総合体育館・きらっと・市HP

申 1月4日(木)～14日(日)に、申請書と上記提出書類を申請書配布場所へ持参 ※9日(火)は休館日のため、スポーツセンター・総合体育館・きらっとは受付不可

※15日以降はスポーツ振興課でのみ受付 ※14日までに申請し認定を受けた団体には、2月1日(木)から申請した窓口で認定通知書を交付します。

◆スポーツ振興課 ☎042-438-4081

子育て・福祉

一時保育利用登録更新

平成30年度も一時保育の継続を希望する方は、更新手続きが必要です。

◆手続きを行わないと4月1日以降の予約・利用ができません。

□受付期間 1月4日(木)～19日(金)

□手続きが必要な方 12月28日(木)までに登録した方(1月4日以降に登録する方は手続き不要)

□提出書類 ●一時保育利用登録申請書

成人式

時 1月8日(祝)
場 保谷こもれびホール

第1回

- 受付 午前9時30分
- アトラクション 10時
- 式典 10時15分
- 対象 田無第二・ひばりが丘・田無第三・青嵐・明保中学校の学区在住者

対 平成9年4月2日～翌年4月1日に生まれ、本市に住民登録がある方 ※案内状は12月上旬に発送予定です。お手元に届かない場合は、右記へご連絡ください。

※市外在住で参加希望の方は、12月19日(火)までに右記へご連絡ください。案内状を発送します。 ※式典は2回に分けて行います。案内状の回に不都合がある場合は、希望す

第2回

- 受付 午前11時30分
- アトラクション 正午
- 式典 午後0時15分
- 対象 田無第一・保谷・柳沢・田無第四中学校の学区在住者

る回に直接ご参加ください。 ※庁舎敷地内での飲酒、酒類の持ち込み、飲酒者の入場は不可 ※車での来場はご遠慮ください。

◆社会教育課 ☎042-438-4079



東京都施行型 都民住宅 入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料が不要です。

□住宅の所在地 都内全域

□募集戸数 80戸(抽選)

※このほか、抽選募集以外の住宅も問のHPで募集しています。

対 ●都内在住 ●自ら居住するための住宅を必要としている ●所得が定められた基準に該当する^{など}

※詳細は募集案内でご確認ください。

□案内配布

時 12月4日(月)～12日(火)の平日
場 田無庁舎2階ロビー・保谷庁舎1階総合案内・出張所

※都庁・市区町村窓口・問でも配布 ※申込書などは、問のHPからもダウンロード可(案内配布期間中のみ)

申 12月15日(金)(必着)までに問へ郵送

問 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎03-3498-8894

◆住宅課 ☎042-438-4052